

# 介護老人保健施設における 新型コロナウイルス感染症 対応ガイド

(2020年4月28日作成)

(2020年4月30日改訂)

一般社団法人 日本老年医学会  
公益社団法人 全国老人保健施設協会

新型コロナウイルス感染症について、それぞれの施設で今準備できること、および発生した時点での対応を整理しました。

## A. 面会基準の作成と確認

### 1. 近隣の施設や病院で発生している段階（多くの施設の現在の状況です）

- ・すでに新型コロナウイルス感染症が蔓延していると考えられる状態です。
- ・施設内での直接の面会は不可とし、やむを得ず面会を認める場合も、施設内への立ち入りは可能な限り制限し、モニターやガラス越しの面会を検討してください。
- ・看取り、BPSDの方であっても同様の面会制限とすべきです。
- ・入所者の着替えなどは玄関で職員が受け渡します。
- ・やむを得ず施設内に立ち入ることを認める面会者については、マスク着用が必須で、来所時に玄関などで以下の健康状態などを確認します。

\*37.5度以上の発熱、のどの痛み、咳、息苦しさ、強いだるさ、味覚・嗅覚の異常、が  
いずれもないこと

\*本人及びその同居者について、新型コロナウイルスが確定した方との濃厚接触がない  
こと

### 2. 自施設で発生した段階

上記1. の制限に加えて、訪問者の感染リスクが高くなることを十分説明した上で、荷物の受け渡しを行う必要があります。荷物等の受け渡しも最低限にしてください。

## B. 通所サービスについて

- ・利用者の感染を防ぐために、送迎前に発熱等がある場合は連絡をしてもらい送迎にも行かないください。また送迎に行った際も乗車前に検温し、発熱等の症状がある場合には利用を断ってください。
- ・サービスを継続している場合は、本人だけでなく、家族の発熱、体調不良にも注意を払ってください。
- ・地域の在宅サービスも併せて利用している場合は、他サービスの感染状況にも注意してください。
- ・以下の利用者・ご家族向け注意喚起資料を活用ください。  
新型コロナウイルス対応に関する利用者・ご家族向け注意喚起資料（日本老年医学会・全国老人保健施設協会作成）  
⇒ <http://www.roken.or.jp/archives/19076>

## C. 訪問サービス基準の作成と確認

施設が行う様々な訪問サービスの基準について、以下のような工夫が求められます。

- ・リハビリテーションマネジメント加算に関わる訪問は、オンライン会議等で行う。
- ・入所前訪問・入所後訪問については、訪問が可能な場合は感染予防対策を徹底する。

## D. 連絡網の整備

状況に合わせて、利用者やご家族その他訪問者への面会制限の基準が刻々と変わっていく可能性があり、家族等への連絡頻度も増えます。利用者ご家族との連絡をより綿密にする必要があります。その一方で、面会制限の基準を変えるたびに、施設職員等が家族に電話連絡をするのは大変な労力がかかり、状況の変化に追いつかない可能性があります。

- ・連絡のためのメーリングリスト作成
- ・ショートメールで連絡できる体制

を作ることで、スムーズな連絡を心がけましょう。

施設のウェブサイト等へも掲載し、情報を随時更新するようにしましょう。

また、給食や清掃の委託業者とも速やかに連絡を取れる体制にしておきましょう。施設側は、委託業者と相互に発生状況を共有できるようにしておきましょう。

## **E. マスク、手袋、エプロン、ガウン、ゴーグル、ヘッドキャップ等 感染防護具の確認**

通常は、マスクと手洗いの励行、手を自分の顔・髪の毛に持っていけないことが基本です。入所者の方に触れて介護される場合、エプロンと手袋での防護を追加します。

新型コロナウイルス感染者や疑われる方が発生した場合、ガウンやゴーグルは1人1日あたり10-20枚必要です。1人発症すると、その濃厚接触者に対しても同様です。

- ・ 移送するまでの期間、ガウン等の確保
- ・ できるだけ枚数を使用しない工夫
- ・ 入手できない場合には、100円ショップのレインコートや、クリアファイルを加工して作るフェイスシールドなどが使用できるよう準備

## **F. ガウンテクニックの学習**

- ・ 医師・看護師の多くはどこかで経験していても、この機会に復習をしてください。
- ・ 介護職その他必要な方も学習しておくといいいでしょう。

## **G. 新型コロナウイルス感染が発生した場合（濃厚接触者の対応を含む） の具体的な対策を想定したシミュレーション**

- ・ 新型コロナウイルス感染者と感染されていない方の施設内における居住空間及び導線を分けられる（ゾーニング）ようシミュレーションしておきましょう
- ・ 感染者が発生した際には感染症対策の専門家の派遣を行政に依頼することもできます。

## **H. 新型コロナウイルス陽性が疑われる方のための部屋を準備**

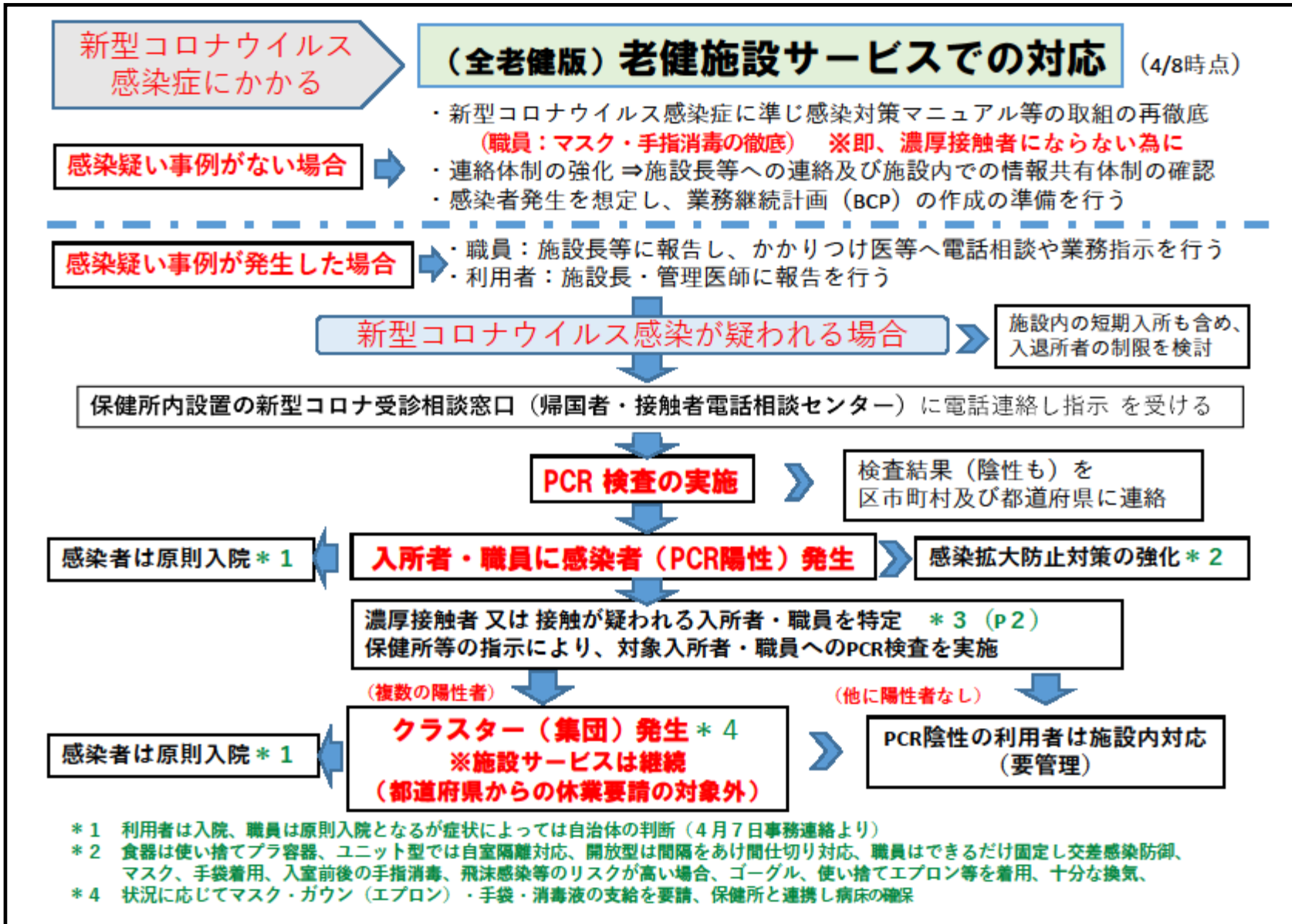
入所者（ショートステイを含む）に新型コロナウイルス感染が強く疑われた場合は一時的にでも個室に移っていただく必要があります。そのために、受け入れ居室をあらかじめ準備しておきましょう。強く疑われる方に対して部屋（個室等）、濃厚接触者に対して1部屋（大部屋等）の、少なくとも2部屋の準備が望ましいです。必要に応じて部屋数を増やしましょう。

## **I. 新型コロナウイルス陽性者が発生したときの対応**

入所者あるいは職員に疑い例が発生した場合は、図1に示すように、本人および濃厚接触者を別室に移して、帰国者・接触者相談センターに連絡した上で、どこで、およびいつ検査をするかの指示を待ってください。

また、陽性例が出た場合の検査の範囲とその後の対応を図2に示します。この資料を作成した時点（4月30日）では、老健施設で陽性者が出た場合、保健所が指定する医療機関に入院していただくことが原則です。

図1 感染疑い例が発生した場合の老人保健施設での対応



\* 1 利用者は入院、職員は原則入院となるが症状によっては自治体の判断 (4月7日事務連絡より)  
 \* 2 食器は使い捨てプラ容器、ユニット型では自室隔離対応、開放型は間隔をあけ間仕切り対応、職員はできるだけ固定し交差感染防御、マスク、手袋着用、入室前後の手指消毒、飛沫感染等のリスクが高い場合、ゴーグル、使い捨てエプロン等を着用、十分な換気、  
 \* 4 状況に応じてマスク・ガウン (エプロン) ・手袋・消毒液の支給を要請、保健所と連携し病床の確保

(出典：公益社団法人全国老人保健施設協会)

図2 陽性者が出た際の検査および入院等の対応

